

相続・遺言 ハンドブック



相続・遺言ハンドブック



∞ 相続・遺言手続センター®

「相続・遺言手続センター®」は相続問題をワンストップで解決する専門家の全国ネットワークです。その組織力を背景にお客様の相続を解決へと導きます。



定価：800円(税別)

∞ 相続・遺言手続センター®

SOUZOKU YUIGON HANDBOOK

C O N T E N T S

Part1	
相続対策は必要？不要？	1
Part2	
相続対策はどう進めればいいのか？	9
Part3	
相続が発生すると何が起きる？	31

P a r t 1

相続対策は必要？ 不要？

「先のこと」「関係ない」では済まされない

【アイコンの説明】



人に関するQ&A



不動産に関するQ&A

あなたは「相続」と聞くと、なにを思い浮かべますか。

遺産をめぐる争いとか、相続税を納めるために苦労したという話を聞いたことはないでしょうか。

現実問題として、今まさにその最中という人もいるかもしれません。

でも自分の親や自分自身の身の上に相続が起きたときのことを、考えてみたことがありますか。

相続って、なんとなく面倒くさそうだし、いつ来るかわからない。

まるで実感がわかないようなことを、わざわざ今から考えたくはない――。

正直なところ、こう思っている人が大半なのではないでしょうか。

しかし、いつ来るかわからないからこそ、今すぐ来てもおかしくないのが相続です。

しかも相続に関しては、大きな誤解があります。

「相続が仮に起きたとしても、親子兄弟姉妹、みんな仲が良いから問題はない」

「それに自分たちの家族には財産もないから、相続税なんかには縁がない」

これらはその誤解の代表的なものです。

ところが、いざ相続が発生すると

「親子や兄弟姉妹、親戚との関係が険悪になって遺産の分割ができない」

「思いがけない相続税がかかってきて、支払うことができない」

という悲劇が往々にして起きています。

特に、土地を所有している場合や、自社株を多く持っている会社のオーナー経営者は要注意です。

びっくりするような相続税額を突きつけられて支払えないケースが少なくありません。

相続は個人だけでなく法人についても考えなければなりません。

個人・社長の相続

- | | | |
|----|-----------------------------------|-------------|
| 個人 | ●相続を行わなければならないが、どうしたらいいのかわからない… | |
| | ●不動産ってどう分けたいんだろうか… | |
| | ●相続税をできるだけ安くしたい… | |
| | ●遺言を書きたいけど、書き方がわからない… | |
| | ●遺産相続争いが起こりそう… | |
| | ●かなりの規模の農地を所有しているが、どのように相続したらよいか… | |
| 社長 | ●親族に事業承継する場合は | ●株の納税猶予制度とは |
| | ●従業員に事業承継する場合は | ●会社を売却する場合は |
| | ●自社株対策とは | ●会社を閉鎖する場合は |

なにごとともそうですが、あらかじめ対策を考えて手を打っておけば、

そのときが来ても慌てることもなく、後悔することはありません。

だから相続も、大切なのは事前の準備です。

対策に「早過ぎる」ということはありません。

まずはわが身のこととして、やがて発生する相続と向き合しましょう。

相続で困るパターンがなにかを知り、どこにどんな問題が潜んでいるかを理解することです。

その上で、少しでも気になることがあれば確実に解決しておけばよいのです。

Q&A

「相続とはどういうこと?」

Q よく「相続が発生する」といいますが、相続とはどういうことなのでしょうか。 

A 相続とは、人が亡くなったときに、その人が所有していた財産を受け継ぐことです。このときに亡くなった人を被相続人といい、配偶者や子供など財産を受け継ぐ権利がある人を相続人といいます。相続をするには、相続人の間で財産の分け方について合意を得なければなりません。また遺された財産が大きい場合はそれなりの相続税を支払うことになり、財産の評価や税額の計算が必要になります。そのほかにも財産の名義変更や各種機関への届出など、さまざまな手続きを行います。

「相続はまだ先のこと?」

Q 両親はともに70歳を過ぎましたが、いたって元気です。相続や遺言などを考えるのはまだ早いように思うのですが……。 

A 平穏無事なときは今のままの生活がずっと続くように思いがちです。でも子供が常に成長し変化し続けているように、誰の人生にも必ず変化が訪れます。ご両親が病に倒れたり、介護を要するようになるときも必ず来ます。それに、今日、この日に事故に遭う恐れもあるのです。考えたくないことですが、病や死はいつ来るか分かりません。少なくともご両親がある程度の年齢になったら、その日のことを今から考えておくべきです。相続や遺言、財産の状況とともに、ご両親が認知症や長期療養が必要な状況になった場合、誰がどのように面倒を見るのかについても兄弟姉妹で話し合っておきましょう。息子の家族と同居して実際に介護するのは息子のお嫁さんであるというケースもよくあるので、兄弟姉妹の家族の意思についても確認しておくことをお勧めします。

「仲がよければ相続争いは起きない?」

Q わが家は昔から子供たちの仲が良く、喧嘩一つしたことがありません。世間でいう「相続争い」は想像できないのですが、一体どんなときに起きるのでしょうか? 

A 普段から仲が悪い兄弟姉妹だけでなく、親の生前は仲が良いと思っていた家族が相続をきっかけにぎくしゃくした関係になることは珍しくありません。「仲が良い」というのは、いつのことでしょうか。子供の頃には仲が良かったかもしれませんが、それぞれが成人して家庭を持つようになれば、経済状況も違ってきます。自分の妻子の将来を大切にすることが強くなるのは、当然のことです。しかも相続のように財産問題が絡むときには、人間の本性が現れます。親がいなくなると「兄弟姉妹平等」の原則が前面に出て、互いに権利意識が高まるものです。それをきっかけに、隠してきた不満があらわになることも珍しくありません。ですから仲がよい今のうちから、相続について考えておく必要があります。やはり親である自分がリーダーシップを取り、元気で体力があるうちに準備をするのが一番です。子供から親に対して「準備をしておいてください」とは言いにくいものですから。

「相続の話し合いや手続きが面倒だ」

Q 相続税の申告や兄弟姉妹で話をまとめるなど、親の相続のすべてが面倒です。関わりを持たずに済ますことはできるのでしょうか。 

A 親の相続が発生すれば、子供はその当事者になります。極端な話、家族と縁を切って相続のすべての権利を放棄したとしても、法定相続人全員の合意がなければ財産を処分することも、相続税の申告もできません。相続人全員が遺産分割協議に参加し、自分の意思を明らかにして、その結果を書面に残す必要があるからです。相続税の申告にも10カ月以内という期限があります。それまでに相続人の中で誰かが中心となって話をまとめ、必要な手続きをしなければなりません。相続は先のことと考えたり、面倒だからと避けて通るのではなく、早めに当事者が集まって対策を考え、専門家のアドバイスを受けるようにしましょう。

「ローンの残りはどうなる?」

Q 父が建てたアパートのローンが残っているのですが、相続がもし発生したらどうなるのでしょうか。 

A 場合によっては借金を相続することになる可能性もあります。まずはローンの総額や現在の残高、完済日をお父さんに聞いて確認しましょう。その上で、万一お父さんが亡くなったらどう返済するかを考えます。相続に関わる情報は親子や兄弟姉妹の間で共有することが、スムーズな相続をスタートさせる第一歩です。なお自宅のローンの場合は、借主が亡くなると自動的に返済する団体信用生命保険に入るのが一般的ですが、これについても一応確認をしておきましょう。

「連帯保証人になっている」

Q 父が事業の関係である人の連帯保証人になっているようです。このままで大丈夫でしょうか。万一相続でも発生したらと不安です。

A 連帯保証債務は借金と同じです。こうした債務を合わせると、財産よりも負債が多くなってしまっている可能性があります。お父さんが亡くなってからでは問題が複雑になって解決しにくいので、まずはお父さんに実状を正直に伝えてもらい、早めに対策を打ちましょう。

「借金と相続」

Q 親に借金があると、相続が起きたときにはどうなるのでしょうか。

A 相続で譲り受けるものには借金も含まれます。いざふたを開けてみたら、財産よりも借金や滞納していた税金の方が多かったというのではたまりません。借金が気になるような場合は、心配していることを親に率直に話して実態を確認しましょう。借金をしていることは誰にも知られたくないものです。しかし万一本人が死亡して相続が発生すれば、その事実や金額などの詳細もすべて明らかになります。相続時に子供は必ずしも借金を肩代わりしなくてもいいのですが、本来受け取れるはずだった財産がなくなったり目減りすることになります。借金を含めた財産の現状について、子供を含めた家族で話し合うべきです。借金が多くてもその額を正確に伝えましょう。知らないでいると後でお子さんが困ることになります。

「相続税は関係ない?」

Q 相続税は富裕層の人たちが払うもので、うちのような一般家庭には縁がないし、そんな財産もないと両親は言います。他の兄弟姉妹も心配している様子はないのですが、大丈夫でしょうか?

A 相続税がかかるような財産はないという理由を、ご両親に聞いてみましょう。きちんと調べた上で言っているのならいいのですが、「うちはどうせ庶民だから」といった根拠のない思い込みかもしれません。預貯金、不動産、生命保険の受取金、株などの金融財産など、すべてを合わせると意外な額になることが少なくありません。特に不動産の評価などは素人には難しいもの。専門家に頼んで一度相続税のシミュレーションをしてみることをお勧めします。

「相続税はいくらからかかるのか」

Q 相続税がかかってくるのは、財産がいくら以上ある場合でしょうか。

A 相続税には基礎控除があり、財産の額がそれ以下であれば税金を払う必要はありません。基礎控除額は「3,000万円+600万円×法定相続人数」で計算します(2015年1月1日施行)。たとえばお父さんが亡くなって、お母さんと子供2人が相続人であれば、法定相続人数は3人なので基礎控除額は「3,000万円+600万円×3人=4,800万円」となります。財産が4,800万円を超えれば相続税がかかり、申告し納税しなければなりません。それ以下の場合は相続税がかからず申告も必要ありません。ただ計算ミスや勘違い、財産の見落としが後で分かって事後申告になると面倒です。相続が発生する前に確認しておくのが無難です。

相続税がかかる	相続税がかからない
課税価格の合計 > 基礎控除額	課税価格の合計 ≤ 基礎控除額
相続税の 基礎控除額 $3,000\text{万円} + \text{法定相続人の数} \times 600\text{万円}$ <small>※養子については制限があります</small>	

※2015年1月1日施行の基礎控除額

例) 相続税の課税価格の合計額が7,000万円の場合
 法定相続人: 配偶者、長男、長女、次男
 基礎控除額: 5,400万円
 課税価格の合計額 基礎控除額
 7,000万円 > 5,400万円
 → 相続税がかかる!

相続税の税率構造

(2015年1月1日施行)

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
～ 1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 ～ 1億円以下	30%	700万円
1億円超 ～ 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 ～ 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 ～ 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超 ～	55%	7,200万円

※「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額(課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額)を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます

チェックシート～相続なんか関係ない？～

Check Sheet

1. 誰が相続するかで問題はありませんか？

- 夫婦の間に子供も孫もない
→親や兄弟姉妹などが相続人になると、相続争いの可能性が
- 再婚などで現配偶者との間以外にも子供がいる
→先妻の子供とトラブルになるなど、想定外のことが起きる
- 独身で子供も親兄弟もない
→誰が財産を相続するのか分からない
- 相続人と思われる人が行方不明、もしくは海外にいる
→連絡が取れないと相続人が特定できず、遺産分割もできない

2. 遺産の分け方で問題はありませんか？

- 子供たちの仲が良くない
→遺産分割がうまくいなくなる最大の原因。相続を機に仲が悪くなることも
- 特定の子供だけに生前贈与したり、贈与を予定している
→他の相続人が知らなかったり、納得していないと争いのもとになる
- 法定相続人以外に財産を遺したい
→内縁関係などの場合は、特に生前対策が必須
- 兄弟姉妹の共有名義になっている不動産がある
→不動産の分割は非常に難しく、相続が起きたときに分割や処分話がまとまらない

3. 他にこんなことで問題はありませんか？

- 親に借金がある
→借金を引き継いでしまったり、財産を引き継げなくなるケースが出てくる
- 会社を経営している
→未公開の会社の株式を所有していると、相続の発生で多額の相続税が課せられるケースがある
- 自宅以外にも不動産がある
→不動産は分けにくくて権利関係が複雑なので、簡単に分割や処分ができない
- 親が認知症やほかの病気などで意思を確認できない
→親の意思が分からないと、相続人の中で揉める原因になる
- 遺言書がない
→遺言書で相続にまつわる問題はかなり防げるのだが……

Part 2

相続対策はどう進めればいいのか？

後々問題を発生させないために

あなたやあなたの親に一つでもあてはまる項目があれば、相続対策を考え始める必要があります。これらのほかにも、相続の発生(親の死亡)によって問題が表面化するケースは少なくありません。詳しくはこのパンフレットを読んでみてください。

Q&A

「争族になりがちなケースとは？」



相続が発生したときに“争族”になりやすいのは、どんな家族でしょうか。



「幸福な家庭はみな似たようなものだが、不幸な家庭はさまざまだ」という言葉があります。また一見幸せで仲むつまじい家族のようでも、実態はそうではないことも少なくありません。ですからこんな家族が“争族”を起こすとは言いきれませんが、次のようなケースは特に注意が必要です。

- 親と同居している兄弟がいる
- 家業を継いだり、土地を継承する兄弟がいる
→ひとりだけ立場が違いますが、他の兄弟姉妹も「平等」に相続分を要求してくることが考えられます。
- 家族、親戚が多い→話が複雑になりがちです。
- 相続人となる人間同士のつきあいが疎遠
→遺産分割がまとまらないことが考えられます。
- 親の具合が悪く会話するのも難しい
- 遺言書がない→親(被相続人)の意思が分からないと争いの元になります

これらに該当しない家族でも、相続の準備を早めに始めておくに越したことはありません。

相続が起きたとき、なんとしても避けなければならないのは“争族”です。

相続争いが起きてしまうと、遺産を分ける相談もできなくなり、話が一步も先に進みません。

すると相続税の額も計算できないまま、納税期限を過ぎてしまうことにもなります。

こうした事態を避けるためにも、ぜひ生前対策をしてください。家族の誰かがリーダーシップをとり、

まずは相続対策をすることを関係者全員に周知します。

では具体的な作業としては、何から始めればよいでしょうか。

それは、親が所有する財産が今どれだけあるかを洗い出すことです。

次に、誰が何を相続するのがふさわしいかを考えます。民法の法定相続人と法定相続分の規定に従って分けるのが原則ですが、家庭の事情によりふさわしい分け方があれば、必ずしもそれにこだわることはありません。

このとき有効な手段となるのが遺言書です。親の遺志がはっきりしているので、話がまとまりやすくなります。“争族”を避けるためにも、遺言書はぜひ遺しておきたいものです。

不動産のように、単純に比率で分けることが難しい財産もあります。下手に分割してばらばらに売却すると土地が使いにくくなり、価値が下がってしまうこともあります。会社を経営していた場合は、事業を継承しない人が株式を相続してもメリットがないのではと考えられます。また相続税が課せられても現金が手元にないと困るので、支払い原資となる資産を準備することも考えておかなければなりません。

これらの課題をクリアするには、ふだんから何でも相談できる「町医者」が必要です。それが相続対策の専門家です。特に会社経営者や土地を所有している人は、司法書士などからのアドバイスを受けておきましょう。

「法定相続人と相続順位」

Q 相続について調べると、よく「法定相続人」という言葉がよく出てきます。これはどういう人のことでしょうか。

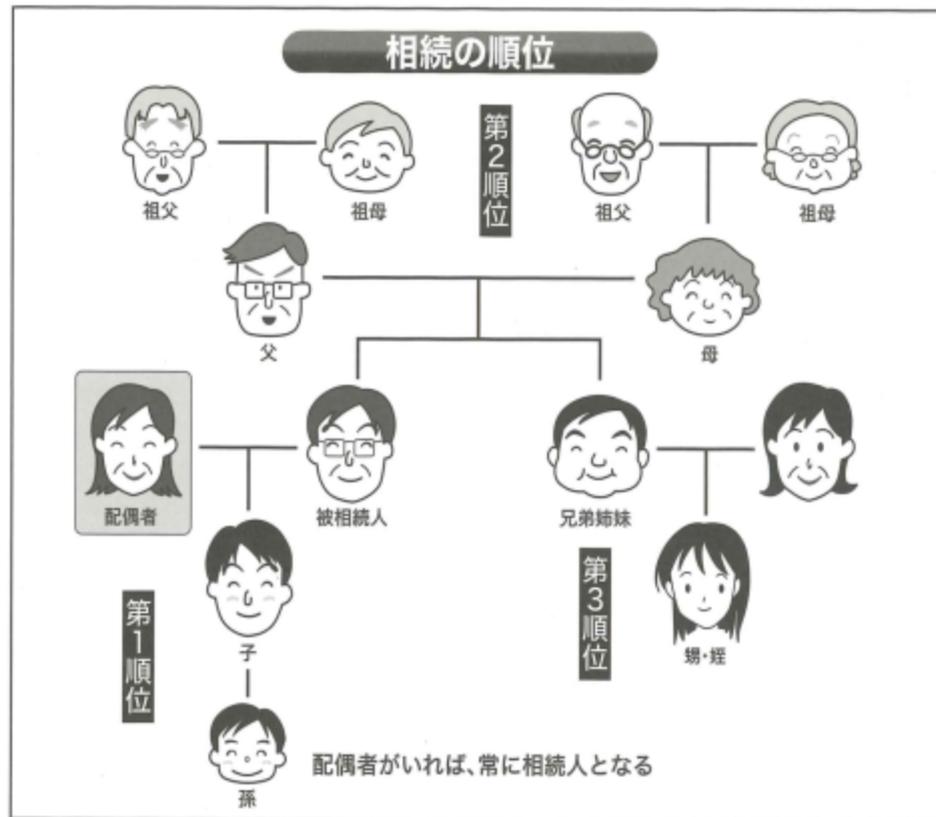
A 法定相続人とは、法律上、亡くなった人の財産を引き継ぐ権利を持っている人のことです。具体的には次のような人たちです。また相続する権利の順番も次のように決まっています。

- **配偶者**
配偶者がいる場合は、常に法定相続人となります。ただし内縁関係の場合は一般的に配偶者として認められません。
- **子供(孫)―第1順位**
子供が先に死亡している場合は、その子である孫が法定相続人となります。これを代襲相続といいます。
- **父母(祖父母)―第2順位**
第1順位の子供もしくは孫がいなければ、父母が法定相続人となります。両親とも死亡していたら、祖父母が法定相続人となります。
- **兄弟姉妹―第3順位**
第1順位の子供ないし孫、第2順位の父母ないし祖父母もない場合は、兄弟姉妹が法定相続人となります。兄弟姉妹も先に死亡している場合は、その子である甥や姪が法定相続人となります。

「法定相続分と指定相続分」

Q 「法定相続分」とは何ですか?

A 遺産を分けることを「遺産分割」といいますが、その分割する割合は民法で定められています。この割合が「法定相続分」です。具体的な割合は表を参照してください。ただし法定相続分ですべてが決まるのではなく、表にある「指定相続分」「特別受益者の相続分」「寄与分」も認められます。つまり相続のしかたを遺言書で定めたり(指定相続分)、親を看病したり事業を長年手伝ってきたような場合にその貢献分を上乗せする(寄与分)ことができるということです。また生前贈与などを受けていた人は、その分相続分が減らされます(特別受益者の相続分)。



相続分の種類

法定相続分	民法で定めた相続分(遺言書がない場合)
指定相続分	遺言書で指定された相続分 法定相続分に優先する
特別受益者の相続分	被相続人から生前贈与 または遺贈を取得した人が 受ける相続分
寄与分	被相続人の財産形成に 特別な寄与をした人が 受ける相続分

法定相続分の割合

	配偶者がいる	配偶者がいない
第1順位 (子・孫)	配偶者 1/2 子 1/2(2人なら各1/4)	子 1/1 (2人なら各1/2)
第2順位 (父母・祖父母)	配偶者 2/3 父母 1/3 (父母ともに健在なら各1/6)	父母 1/1 (父のみなら父が1/1)
第3順位 (兄弟姉妹)	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4 (兄弟姉妹が2人なら各1/8)	兄弟姉妹 1/1 (兄弟姉妹が2人なら各1/2)
上記血族がいない場合	配偶者 1/1	—

「法定相続人に財産を遺したくない」

Q 私は妻と実子に先立たれ、父母も既に他界しています。身寄りといえば兄弟だけですが、ずっと付き合いもなく、今さら財産を遺したくありません。どうすればいいでしょう。



A 法律上は、あなたのケースは兄弟に財産が相続されます。どうしても財産を渡したくない場合は、養子縁組をするという方法があります。こうすれば遺産は養子のものとなります。また遺言書で遺産を特定の人物や団体に寄贈することも可能です。専門家からアドバイスを受けながら対応しましょう。

「身寄りのない人の相続」

Q 私は独身で両親もすでに他界しました。一人っ子で兄弟姉妹もなく、祖父母は父方、母方ともいません。私の財産はどうなるのでしょうか?



A この場合は、法律上相続人がなくなります。相続人がいない人の遺産は、一般的には固有財産となります。そうしたくない場合は、養子縁組や遺言書で対応します。

「養子への相続」

Q 相続対策で養子を取ることがあるとありますが、養子も法定相続人となるのですか?



A 養子も法定相続人となりますが、相続税逃れを避けるためにその数が制限されています。具体的には法定相続人となる養子は、実子がいる場合1人まで、実子がいない場合は2人まで認められます。ただしこれは相続税の計算における養子の数であり、相続税と関係なく養子を取るだけであれば何人でもかまいません。

「熟年離婚」

Q 父と母の間で離婚の話が進んでいるようです。自分たち子供も自立しているので、本人たちに任せるしかないのかもしれませんが。ただ親に相続が発生したときに問題が起きるようなことはないでしょうか。



A 最近では「熟年離婚」で一人の生活を始めたり、新しい相手と暮らすことも増えています。このときに問題になってくるのが、万一のときに葬儀は誰がやるのか、相続をどう進め

るかということです。

特に子供がいる人と再婚したり、さらにその子供と養子縁組をしたりすると、相続時に話がややこしくなります。お父さん、お母さんがそれぞれどのような相続を考えているのか、財産配分をどうするつもりなのかを確かめておく必要があります。

熟年離婚の場合は、再婚相手と前配偶者の子供との関係が微妙なものとなります。できれば遺言を書いておいてもらうようにしましょう。遺言書があることで、本人の意に沿った形で遺産分割が可能になり、残された人たちの間で生じがちな争いを最大限回避できます。

「相続財産とは」

Q 相続税の対象となる相続財産はどんなものですか。



A 基本的には、所有している資産のほとんどが相続税の課税対象となります。具体的には、現金や預金、土地や建物、株式などが代表的なものです。自動車や宝石、家具、書画・骨董なども含まれます。また電話加入権や特許権など形のない無体財産権も対象となります。亡くなった人（被相続人）が取得していたがまだ登記を済ませていない不動産や、名義の書き換えが終わっていない株式、無記名式の割引債なども相続財産です。事業をしていた場合は、経営していた会社の株式、売掛金や受取手形、棚卸資産などの事業用資産も課税対象です。生前対策をするにしても、まずはどんな財産がどれほどあるのかという資産の棚卸しをする必要があります。

相続税がかかる財産

土地	田・畑(自作農のほか、貸農地も含む)、山林(普通の山林や保安林等)、宅地(事業用宅地や居住用宅地、貸宅地や貸家建付地も含む)、その他の土地(原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地等)
土地の上に存在する権利	田や畑の耕作権や永小作権、宅地の地上権や借地権、その他の土地の温泉権
家屋	家屋(建物のほか、門、塙等の設備や庭園設備も含む)、構築物(駐車場、養魚池、広告塔等)
事業(農業)用資産	減価償却資産(農具、機械器具、器具備品、自動車、船舶等のほか、営業権も含む)、棚卸資産(商品、製品、半製品、原材料、農産物等)、その他の財産(売掛金、受取手形や営業上の貸付金、電話加入権)
有価証券	株式、出資(上場株式で取引されていない同族会社の株式や出資)、公債、社債、証券投資信託、貸付信託の受託証券
現金、預貯金等	現金、銀行預金、郵便貯金、小切手、金銭信託等
家庭用財産	家具、什器
その他の財産	立木、電話加入権、書画骨董品、宝石、事業に関係のない自動車、特許権、著作権、貸付金、未収の地代や配当金、ゴルフ会員権等

「みなし相続財産」

Q 亡くなった人が所有していなくても、相続財産として相続税がかかるものがあると聞きました。なぜなのでしょう。



A 被相続人が生前に自分に掛けていた生命保険の保険金や、勤務していた会社からの死亡退職金、弔慰金などは生前に本人が所有していたものではないので、民法で定められている相続財産には該当しません。

しかし、これらは死後に受け取ることがはっきりしているので、実質的には相続財産と同様の価値があるとみなすことができます。そこで税法上では相続や遺贈で取得した財産とみなして課税します。これを「みなし相続財産」といいます。

主なみなし相続財産としては、次の5つがあります。

- ①生命保険金
- ②死亡退職金など
- ③生命保険契約の権利
- ④定期金の権利
- ⑤保証期間付定期金の権利

みなし財産(相続税がかかる)

生命保険等	相続税の課税対象となるのは、被相続人が生前に保険料を支払っていたものです。生命保険会社から支払われる生命保険金のほかに、損害保険会社から支払われる損害保険金も該当します。なお受取人が保険料を負担していた場合は所得税の課税対象(一時所得)に、受取人以外の者が保険料を負担していたときには贈与税の対象になります。
死亡退職金	被相続人が会社員の場合、勤めていた会社から死亡後3年以内に支給が決まった死亡退職金などがみなし相続財産となります。金銭のほか、物品で支給されるものや年金形式で支払われるものも含まれます。
生命保険契約の権利	例えば妻が契約者の生命保険に対して夫が保険料を支払っていると、夫が死亡したときにその契約の権利は相続税のみなし相続財産になります。
定期金の権利	定期金とは、年金のように定期的に支給されるものです。例えば妻を契約者にして年金の契約をし、被相続人となった夫が保険料を払っていた場合、まだ保険金が支給されていなくても契約の権利そのものが相続税のみなし相続財産になります。
保証期間付定期金の権利	年金保険のなかには、年金受給後一定期間内に契約者が死亡した場合、残りの期間遺族が年金を受け取れるものがあります。このような形の年金を保証期間付定期金といいます。契約者に相続が発生すると遺族は年金受給権を相続したものとみなされて、みなし相続財産になります。
その他	以上の5つ以外にも「契約にもとづかない定期金に関する権利」「信託受益権」「債務免除による利益」などがあります。いずれも経済的利益が発生するので、みなし相続財産に該当します。

「借金がある場合の対応」

Q 亡くなった人が借金を多く抱えていたら、どう対応すればいいですか。



A 相続では財産ばかりでなく、借金も譲り受けることになります。いざふたを開けてみたら、財産よりも借金や未納の税金の方が多かったというのでは目も当てられません。そこで相続税法では、被相続人の借金を取得した財産から控除できることになっています。これを債務控除といいます。

もし、残された財産よりも借金の方が多い場合は、次の3つの対応法があります。

- ①単純承認…プラスもマイナスも含めて、すべての財産を単純に受け継ぎます。
- ②限定承認…プラスの財産の範囲内で負債を承継します。
- ③相続放棄…負債を受け継がないかわりに、財産の相続も放棄します。

なお限定承認と相続放棄は、相続を知った日から3ヵ月以内に家庭裁判所に届け出なければなりません。なにもせずに3ヵ月を過ぎると自動的に単純承認となります。

「相続財産とならないもの」

Q 相続税が課税されない財産はないのでしょうか。



A 相続財産のなかには、課税されないものもあります。国民感情や社会通念、政策上の配慮などから非課税となっています。課税されない主な財産は、図のようなものです。

課税されない主な財産

- 墓所、霊廟、仏壇、祭具など
- 公共事業用財産など
- 心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権
- 相続人の取得した生命保険など(法定相続人1人あたり500万円)
- 相続人の取得した死亡退職金など(法定相続人1人あたり500万円)
- 相続財産を国や特定の公益法人に寄付した場合の寄付財産

「葬式費用はどうか？」

Q 葬式にかかる費用は、財産から差し引くことはできないのでしょうか？



A 葬式費用のうち次のものは、債務控除の対象となり相続財産から差し引くことができます。

【債務控除できるもの】

- 葬式の費用(埋葬、火葬、納骨などにかかった費用)
- 通夜など葬式の前後にかかった費用
- お布施などの支払い(被相続人の職業や地位に相当すると認められる範囲で)
- 死体の捜索や、死体もしくは遺骨の運搬にかかった費用

ただし次のものについては、相続財産から差し引くことができません。

【債務控除できないもの】

- 香典返しの費用
- 墓石や墓地の取得費または借入料
- 初七日や四十九日などの法事の費用
- 医学上または裁判上の特別の処置にかかった費用

「財産をチェックする」

Q 財産がどれだけあるのかは、どうやって調べるのですか。



A 金や預金、生命保険、株式などの金融資産については、通帳残高や預かり証などで確認できます。不動産については、固定資産税評価額の通知書や登記簿謄本などが基礎資料となります。またローンなど負債についても契約関係の書類などをもとにして洗い出しを忘れないようにします。

確認すべき財産

不動産 (土地・家屋・マンションなど)	土地や家屋の面積、評価額を調べる。共有者がある場合は、割合を確認しておく。
動産 (現金・預貯金・株式など)	預金は通帳の残高。株式は証券会社の預かり証、保険は保険証券で内容を確認する。同族会社の株や法人への貸付金も財産となる。
負債(借金など)	アパートや住宅のローンは金融機関の返済表などで確認する。

1000 財産

●上場企業の株

株式は相続財産となります。上場企業の株式の評価は難しくありません。相続資金を準備するために、生前対策として売却し現金化しておいてもいいでしょう。

●非上場企業の株

非上場企業の株式は、相続発生により大きな問題となるケースが少なくありません。一般的に黒字会社ほど株式の評価が上がり、会社の経営状態がいいほど思いがけない多額の相続税がかかってくるケースがあります。まずは専門家に株式の評価をしてもらいましょう。あなたがその会社の経営に携わらないのであれば、株式を会社に買い取ってもらうという方法もあります。またお父さんが子供に経営を任せるつもりであれば、早めに株式や経営に必要な不動産などの資産を譲り始めるなど、事業継承の準備をするように勤めてみましょう。

●生命保険

相続人となる配偶者や子供たちに、保険証券の保管場所やどんな保険に入っているのかを知らせておきましょう。そうしないと万一のときに探し出さなければならなくなります。保険に入っていたことさえ知らないでいると保険金が受け取れません。

これから生命保険に加入するときは、目的をはっきりさせることが大切です。相続税の納税資金のためか。それとも家族が生計を立てていくためか。目的によって保険の種類や金額が変わってきます。加入時には家族とも相談をするといいでしょう。

●その他

例えば、自動車のような動産も、本人名義のものは相続財産となります。この場合の注意点は、相続評価と実際の評価が違ってくることです。また処分するのも手間がかかるので、相続のことを考えるなら、使わないものやなくても困らないものは自分で売るなり譲るなりの方がいいでしょう。

不動産

●貸宅地

貸宅地については建物所有者の権利もあるので、相続が発生すると面倒なことになりがちです。早めあなたと借地権者が話し合いをして、権利関係を明確にして文書化しておくことをお勧めします。関係の修復が難しいようであれば、貸地(底地)を借地権者に売却してしまうのが上策です。一般的に不動産の相続対策は専門家に依頼した方が間違いがなく、早く解決します。

不動産

●借地

借地についても生きていうちに地主さんと話し合いをしましょう。当人が亡くなって代替わりすると、交渉がしにくくなるからです。資金に余裕があればこちらが土地を買い取るか、あるいは相手側に建物を買取ってもらって引っ越すという解決策もあるので検討してみてください。

●アパート

地理的条件が悪い、入居率が悪いなど、先々の収益改善が見込めず、リフォームしても収支が合わないようなら、あなたの相続が発生する前に建物を壊して土地を処分することを勧めます。それでも土地が売れなければ困ります。このようなケースは経験豊富な専門家のアドバイスが不可欠といえます。

●貸家

貸家の場合、貸し手の相続発生後は借家人の立場が強くなる傾向があります。そのことも考慮して早めに生前対策をしましょう。借家人さんと話し合いの上、立ち退いてもらった上で売却するのが最もスッキリした解決策です。ただし「今後の収益が見込めない」「借家人と話し合いができる」「売却できる」の3点が前提条件です。話し合いがまとまらなければ、借家人付きの売却も考えられます。

●土地(倉庫)一括貸し

土地(倉庫)を企業に貸して、それなりの収入があれば更新しても問題はないはずですが。ただしその企業が賃貸契約を解除したり、倒産してしまうというリスクは伴います。それでもすぐに借り手が見つかりそうな物件であればあまり心配しなくてもいいでしょう。そうでない場合は、更新を迎えるのを機に改めて借家人である企業と話し合いをしてみましょう。長期契約が難しかったり、いつでも解約できるといった条件を相手が付けてくれるようなら、売却も検討してみてください。

●駐車場

契約率が悪い駐車場の場合は、原因を考えてみましょう。近くに競合する駐車場が増えていませんか。また砂利で舗装していないとか、外灯がない、車止めがない、車を入れづらいなどのマイナス要因はないでしょうか。マイナス要因を取り除いて収益を向上させるために、投資をすることも検討してください。投資に見合うだけの効果がなさそうなら、土地を売却して現金化し、相続税の原資とするのもひとつの方法です。

「相続税を試算する」



相続を想定して財産内容を洗い出してみました。次は何をすればいいですか?



相続財産の評価がいくらになるかを算出します。土地や建物など不動産は時価で換算します。そしてすべての財産の総額を出します。

次に相続税はかかるか、かかるとすればいくらになるかを計算します。相続税を計算するには相続人を特定しないとイケないので、誰が相続をするのかをここまでに特定しておきます。争族を避けるためにも、財産の分け方を話し合いましょう。また遺言書がない場合は、遺産分割をスムーズに進めるために用意するようにしましょう。相続税の金額を想定したら、納税のために財産を処分する必要があるかどうかを確かめます。相続税などの節税対策も可能なようであれば検討してみます。

財産の確認から納税資産の準備まで

相続財産を算定

相続人を特定

相続税がかかるか確認

相続税の額を算出

納税に必要な資金を用意

※財産評価や相続税額は課税日(死亡日)時点で決定される

相続税は何に対してかかるか



「財産の分割」

Q うちの財産は、両親が住んでいる自宅だけです。両親が亡くなってから3人兄弟で自宅を分けるにはどうすればいいのですか?



A 財産の分割を考える際には、法的な側面と、現実的な解決という2つの面を念頭に置く必要があります。

法的には、財産は3人兄弟ならば3分の1ずつ同じように分割するよう規定されています。しかし不動産は簡単に分けられるものではなく、特に自宅となれば分割するわけにはいきません。

そこで現実的な解決方法を考えてみることにしましょう。兄弟の仲がよければ、話し合いで分け方を決めることができます。たとえば長男がご両親と同居して面倒をみてきたのならば、ほかの2人が認めた上で長男が自宅を受け継いでもいいのです。長男自身の財産を使って残る2人に補償をすることも考えられます。

しかし兄弟の仲が悪いと話し合うことが難しく、自宅を売却してでもお金に換えて3分割するしか道はないかもしれません。このように考えると、兄弟の関係を良好にしておくことが最も効果がある相続対策ということになりそうです。

「遺産分割ができない?」

Q 弟が10年ほど前から世界各国を転々としています。イギリスで現地の女性と結婚したと聞きましたが、今はどこにいるのかも分かりません。両親に万一のことがあったときにこちらから連絡がつかないのですが、このような場合も弟は相続人になるのですか?



A 遺言がない場合、相続人全員で遺産分割協議書を作成しなければなりません。相続人が全員揃わないと遺産分割ができず、いつまで経っても手続きをすることができません。このケースのように相続人が所在不明であっても、死亡届が出ていない以上は「相続人がいる」と認定されます。

弁護士を通じて行方不明ということ申し立てを裁判所にすると、行方不明になってから7年が経過すると戸籍上は死亡したものと扱われます。ただし所在不明で連絡が取れなくても、電話や手紙などの連絡があれば行方不明とはみなされません。

弟さんは間違いなく相続人の一人であり、消息も伝わってきているようです。ですから今のままだと、遺産分割協議などの相続の処理はできないことになります。万一のことが起きる前に、手を尽くして弟さんの居所をはっきりさせましょう。

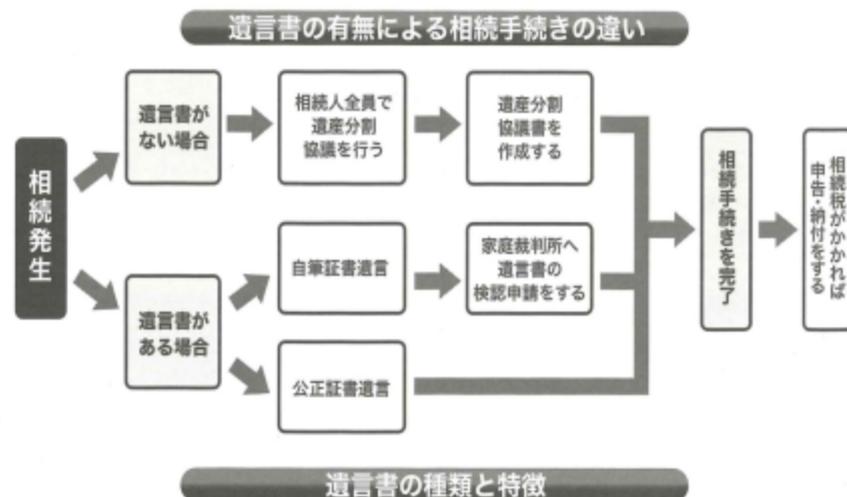
「遺言書の効力」

Q 遺言書で相続争いを避けることができるといいますが、どんな効力があるのでしょうか。またその書き方は?



A 遺言書は、遺産分割の方法や配分のしかたを指示したり、相続人を指定することができます。そのほかに子供の認知、遺産の寄付、医師育成に必要な解剖のための検体などを意思表示し、記録として後に残すことができます。

遺言書の書き方には、自分一人で書く自筆証書遺言、立会人がいるところで作成する公正証書遺言などがあります。なお遺言書がある場合とない場合の相続手続きの違いは、下図の通りです。



	自筆証書遺言書	公正証書遺言書
作成場所	どこでも	公証役場
作成方法	すべて本人の自筆	公証人が口述筆記 ※ワープロ可
承認	不要	二人以上の証人
署名・捺印	押印は認印・実印・拇印のいずれか	本人・公証人・証人の署名・実印が必要
費用	不要	公証役場の作成手数料
秘密保持	秘密にできる	証人に内容を知られてしまう
裁判所の検認(死亡時)	必要	不要
封印	封筒に入れ、封印する	不要
その他	方式・内容に不備があるとトラブルの原因に。死後発見されなかったり、隠ぺい・改ざんされる可能性もある	証人や手数料など手間と費用がかかる

「贈与とはどういうことなのか」

Q 相続対策として、生前に贈与するという方法があると聞きました。贈与とはどういうことなのでしょう?



A 相続は人が亡くなった時に、その人(被相続人)から相続人へと財産を引き継ぐことです。それに対して直接本人が相手に財産を譲渡するのが贈与です。贈与は親子や親族の間だけでなく、互いの意思が一致すれば誰とでも行うことができます。ただし贈与に伴って発生する贈与税は、一般的には相続税よりも高額になります。それでもうまく使うと税金を少なく抑えることができ、なおかつ相続が発生した時に必要となる納税資金を事前に準備できます。また直接相手に財産を渡してしまうので、相続争いを回避するのにも有効です。

相続と贈与の違い

	相続	贈与
年齢層…財産移転の時期	80代の親から50代~60代の子へ	70代の親から40代~50代の子へ
紛争の可能性	多い	少ない
権利	相続税のみに法定相続権	贈与を受ける権利は誰にでもある
満足度	親…不明 子…もめたら「争族」、もめなくても不満が残りがち	親・子ともに満足度が高い
財産移転の確定	遺言書だけでは不確定	贈与により確定
時期	相続時	いつでも
受ける人	法定相続人	誰でも
回数	1回(被相続人ベース)	何回でも

「贈与の種類」

Q 生前贈与を考えていますが、どんなやり方がありますか?



A 生前贈与には、単純に財産を譲る通常の贈与のほかに、定期贈与と負担付贈与があります。定期贈与は、一定期間のうちにある額の財産を贈与する契約を結びます。たとえば「50万円ずつ20年間贈与する」という形で、総額では1000万円の贈与になります。手続きが一度で済みますが、税金面では不利になります。通常の贈与では1年間の贈与に対して110万円まで基礎控除が使えるのに対して、定期贈与では総額から110万円を控除できるだけだからです。

負担付贈与は、一方的に財産を譲るのではなく、それと引き換えに別の財産を受け取るという契約です。たとえば通常なら5億円の不動産を、5000万円で購入したとします。一見売買取引のようですが、この場合は買った側がかなり有利なので譲渡ではなく負担付贈与とみなされます。そして5億円から5000万円を差し引いた4億5000万円に対して贈与税がかかります。

なお生前贈与以外に、亡くなったときに贈与するという契約をあらかじめ結んでおく「死因贈与」というものもあります。

「贈与税の計算方法」

Q 贈与をしたときの税金は、いくらかかってくるのでしょうか?



A 贈与税は、年間110万円までであれば基礎控除の範囲内なので税金がかかりません(暦年課税)。ところがそれ以上になるとどんどん税率が上がっていき、1度にたくさん額を贈与するほど不利になってしまいます。詳しい税率や金額は表を参考にしてください。

贈与税(暦年課税)の税率比較

(2015年1月1日施行)

基礎控除後の課税価格	一般税率 (一般贈与財産)		特例税率 (特例贈与財産)	
	税率	控除額	税率	控除額
~ 200万円以下	10%	—	10%	—
200万円超 ~ 300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 ~ 400万円以下	20%	25万円	20%	30万円
400万円超 ~ 600万円以下	30%	65万円	30%	90万円
600万円超 ~ 1,000万円以下	40%	125万円	40%	190万円
1,000万円超 ~ 1,500万円以下	45%	175万円	45%	265万円
1,500万円超 ~ 3,000万円以下	50%	250万円	50%	415万円
3,000万円超 ~ 4,500万円以下	55%	400万円	55%	640万円
4,500万円超 ~			55%	640万円

※暦年課税の場合において、直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により財産を取得した受贈者(財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限る)については、「特例税率」を適用して計算します

「生前贈与で注意すること」

Q 相続で子供たちが大変な思いをしなくても済むという生前贈与ですが、問題点はありますか?



A 贈与の大きなデメリットは、やはり高い税金です。贈与税は贈与をされた側が払うので、子供に贈与したら子供が負担しなければなりません。それでは大変だからと親が払うと、そのことがまた贈与とみなされて重ねて贈与税がかかってしまいます。

また当事者同士が贈与をしたつもりでも、それだけでは税務署にはわかりません。証拠がないと、相続が発生したときに相続税がかかってしまいます。間違いなく贈与したと認められる方法は、贈与契約書を作成することです。またあえて年間110万円超を贈与して贈与税を申告納税すると証拠が残ります。不動産の場合は所有権の移転登記、株式などなら名義変更を忘れずにしておくようにします。

「賢い生前贈与の方法」

Q 生前贈与を上手に活用する方法を教えてください。



A 相続は一度しか発生しませんが、贈与は繰り返し行うことができます。つまり年間110万円までは税金がかからない基礎控除が何度も使えるということです。このメリットを利用することで、相続税と贈与税をトータルで考えたときの税額を、贈与しなかった場合の相続税額よりも低くすることができます。

何年にわたっていくら贈与するとメリットを最大になるかは、財産の額や法定相続人の人数などにもよるので、専門家に頼んで試算してみるのがいいでしょう。

また2500万円の特別控除がある「相続時精算課税制度」、子供や孫が住宅を購入する場合に限って一定額まで非課税となる「住宅取得等資金贈与の特例」もあります。

贈与すると子供がお金を必要としている時に支援でき、「お金は誰に、土地は誰に、株は誰に」という形で生前に財産分けをすることが可能です。税率は高いのですが、そのタイミングや利用の仕方次第でメリットを享受できる手段といえます。

「社長の相続」

「会社を経営している場合の相続は？」

Q 中小企業の経営者ですが、いずれは事業を引き渡さなければなりません。あらかじめ気をつけておかなければならないことはあるのでしょうか?



A 会社を次の経営者へ引き継ぐことを「事業承継」と言います。中小企業であれば、創業者やその親族であるオーナー社長が経営の中心となり、会社の株式も大半を所有しているケースが多いでしょう。そうなる前にオーナー個人に相続が発生した場合に何が起きるかを事前に想定し、それなりに対策をとる必要が出てきます。

中小企業の場合は、子供や兄弟姉妹など親族へ、もし適当な人がいなければ従業員へと事業承継するのが一般的です。どうしてもいい人が見つからなかったり、経営がうまくいっていない場合には、会社を売却したり清算するという選択肢もあります。これらを頭に入れて、まずは「会社のその後」のあり方をどうするか考えてみてください。

「事業承継の生前対策はどう進めるか？」

Q オーナー社長ですが、息子に事業を承継することにしています。どのような相続対策を始めればいいでしょうか。



A このようなケースの相続で、注意すべきポイントはオーナー社長が所有している自社株です。株式も財産なので、その評価額に応じた相続税がかかってきます。ですから相続対策としては、生前にオーナー社長が持っている株式を減らしておくことと有利です。

第一の方法は、息子さんに自社株を生前贈与することです。といっても一度に多額の財産を贈与すると、相続税より高い贈与税がかかってしまいます。毎年少しずつ贈与するのであれば税金がかからないか、かかっても比較的少ない金額に抑えることができます。第二の方法は、息子さんへの株式の売却です。将来株価が高くなると予想される場合には、早めに次の経営者へと所有権を移してしまう手段として有効です。ただし息子さんは買い取るための資金が必要になります。また売却によって得られた利益には所得税と住民税を合わせて20%の税金がかかり、残りの手取り額についても相続が発生したときに結局は相続税がかかってきます。

どのような方法を選ぶのが有利かはケースバイケースなので、事前に十分なシミュレーションをする必要があります。

「自社株が高値になる場合とは?」

Q 自社株の評価額は、どんなときに高くなるのでしょうか?



A 儲かって利益をたくさん得ている会社は、株式の評価も高くなるといえます。正確に言えば、多額の内部留保金を持っている会社です。これまで大儲けをしたことがあってその利益が残っている、あるいは毎年確実に稼いでそれが溜まっているような会社ほど要注意ということです。ただ儲かっているので、手元に支払い可能な資金が十分にあれば相続税の支払いに困ることはないでしょう。

また会社名義の土地がある場合も、自社株の評価が高くなります。土地の路線価が株式評価額に影響を与えるためです。特に取得した後で土地が値上がりしていると、予想外の額になることがあります。たとえば遊休地なら早めに売却するようなことも、相続対策の一つとして考えられます。

「事業承継に伴う税務上の優遇措置」

Q 事業承継をする場合に、税金を少なく抑えられる制度はありますか?



A 生前贈与をする場合は、毎年110万円まで贈与税の基礎控除が利用できます。つまり毎年110万円までなら贈与税がかからないのです。またそれを超えても、一定の金額までなら相続税よりも税率が低いので、やはり生前贈与の方が節税になります。

このほか贈与税の特別控除額2500万円が認められる「相続時精算課税制度」や、自社株の贈与税の納税が猶予される「自社株納税猶予制度」があります。また事業承継をして経営者が交代したときに、前の社長に役員退職金を支給すると法人税を抑えることができます。

これらの優遇措置は適用条件があり、うまく利用しないと手間がかかるわりには効果がありません。司法書士などの専門家に相談することをお勧めします。

「税金対策以外の事業承継のポイント」

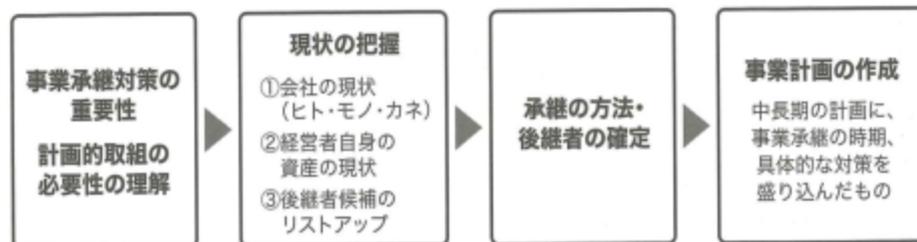
Q 会社を息子に継承するにあたって、相続対策のほかにしておくべきことはなんのでしょうか?



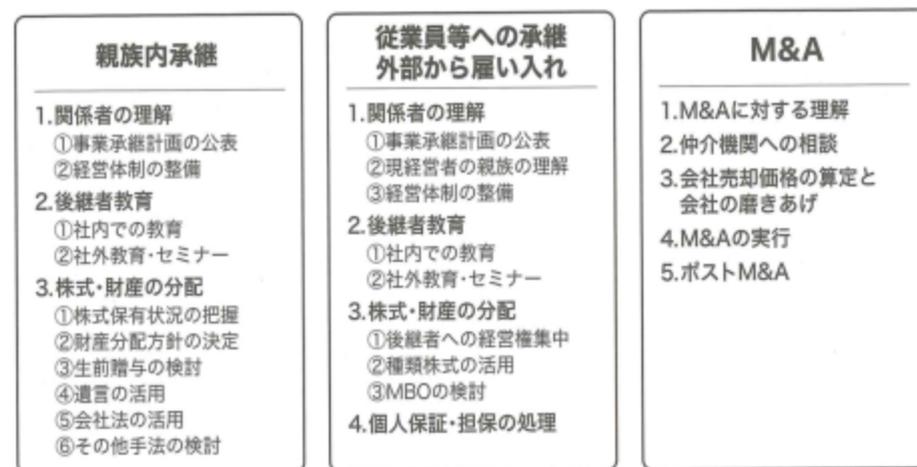
A 自社株については、なるべく社長に集中させる方が経営がやりやすくなります。ですから息子さん以外への株式の売却は行わないのがベストです。すでに複数の人が株主になっている場合は、事業継承する前にお父さん自身が買い戻すか、息子さんに購入させることを検討します。特に息子さんが知らない人が株主になっている状態は、一般的には望ましいとはいえません。絶対安定多数となる3分の2以上の株式を、息子さんが所有することがひとつの目安です。

息子さんを会社に入れて事業を実際に把握させたり、他の会社で修行させるといった事前対策もしていることでしょう。意外と忘れがちなのが、あなたの会社がどのように世の中に貢献しているか、何を大切な価値と考えて経営しているかをしっかり伝えることです。一般的には「経営理念」と言われることですが、あなたから息子さんに口頭で繰り返し伝え、また折に触れてその大切さを実感させる機会を設けるなど、手間を惜しまずに続けることが大切です。

事業承継計画の立案



具体的対策の実行



Part 3

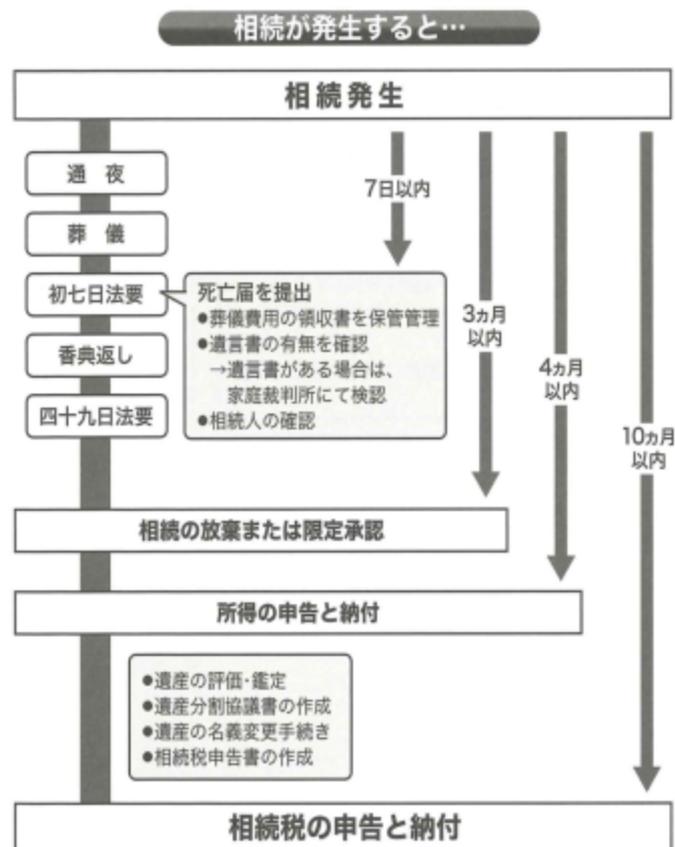
相続が発生すると何が起きる?

いざというときに慌てないために必要な知識

実際に身近な人に相続が発生したら、何がどうなるのでしょうか。それに対してどうすればいいのでしょうか。何度も経験することではなくとまどってしまうものですが、あらかじめ流れを知っておくと落ち着いて対処できます。

下の図「相続が発生すると……」を見ると、いつまでに何をしなければならないのか決まっていることがわかります。あなたが直面する現状も考えながら、優先順位を決めて進めましょう。

生前準備が思うようにできなかったり、不測の事態が発生して困ってしまうこともあります。いつでも頼めるような専門家を見つけておけば、何が起きてもしっかり心強いものです。



Q&A

「相続が発生したら」

Q 相続が発生したら、何をしなければならないのでしょうか?

A 前ページの図の通りですが、要点についてもう少し詳しく説明しましょう。

1. 当初にすること

人が死亡すると、その事実を知った日から7日以内に遺族が医師の死亡診断書または死体検案書を添付し、市区町村に死亡届を提出します。死者の埋葬・火葬は、死亡後24時間以上経過してから市区町村長の許可を得て行います。これらの手続は実務上は葬儀社が代行するのが一般的です。なお通夜や葬儀はすべて慣習に委ねられており、法律上の規制はありません。

2. 届出や申請、税の申告と納付などの期限を確認

3. 相続の承認と放棄

借金などがある場合は、自分が相続人となったことを知った日から3か月以内に「相続放棄」や「限定承認」を申請することができます。

4. 遺言書の有無の確認

民法では遺言相続を優先するので、遺言の有無の確認は大切です。公正証書遺言以外の遺言書については、家庭裁判所での検認手続きが必要です。

5. 法定相続人の特定と遺産分割協議の開始

法律上の相続人を確認します。場合によってはそのほかにも相続人が出てきます。遺言書がなければ相続人の間で遺産分割協議をします。話し合いがまとまらないときは、家庭裁判所の調停や審判を経て分割することになります。申告期限までにまとまらないと、さまざまな不利益をこうむることになるので、早めに解決することが重要です。

「葬儀の立ち会いと遺産相続」

Q 海外に移住していますが、事情があっても日本で行われる父の葬儀に出ることができません。これから相続をする上で、不利益や困ることが出てくるのでしょうか?



A 出られないことを事前に必ず親族に連絡します。そして葬式などをしてくれた方々にお礼をすることも忘れないでください。相続について考えるのはそれからでも遅くありません。法律上は、葬式に出席できなかつたり、亡くなる時に立ち会えなくても相続について問題が発生することはありません。ただし親族の中に、よい感情を持たない人が出てくる可能性があり、そうなると争族の種となり結果的に問題が発生します。死に目や葬儀に駆けつけることができない場合は、このような問題が起きないように配慮する必要があります。

「故人の面倒をみた人に対して」

Q 父の葬式では窓口から手配まで、すべて両親と同居していた兄が行いました。遺産相続に影響が出るのでしょうか?



A まずは、親の面倒をずっとみてきて、自分が中心になって見送ったお兄さんの気持ちを理解しておきましょう。そのことを遺産相続に反映させたいと思ったとしても、ある意味自然なことです。また法律でも親の面倒をみた人には、遺産分割で法定相続分以外に上乘せして財産を受け取れる「寄与分」を認めています。

「遺産分割のまとめ役は誰？」

Q 父が亡くなりましたが、誰が相続をとりまとめればよいのでしょうか?



A 比較的裕福で経済的に余裕がある人がとりまとめ役を引き受けることをお勧めします。相続人の経済状況がよくなないと、1円でも多くの遺産を欲しがります。そのような相続人が複数いると争いが起きやすいものです。法律で定めた相続分にこだわるとかえって揉めることもあります。杓子定規に進めるのではなく、個々の相続人の事情も配慮して配分を考えるのがいいでしょう。とにかく争いになると、分けられるものも分けられなくなって全員が困ることになります。

「資産の中味が分からない」

Q 父は生前、資産管理をすべて自分でやっていました。その結果、相続人は誰も遺産の中味を把握できません。有価証券などの証書の所在も誰も分からない状態です。どうすればよいのでしょうか?



A 相続が発生すると、故人の資産をすべてはつきりさせなければなりません。不動産や有価証券がどれくらいあるのか、負債がどれほど残っているのかが分からないと、遺産分割の話し合いにしても手続きにしても話が前に進まないのです。不動産にしても金融資産にしても、どこの銀行や証券会社などと付き合っていたのかを調べるところから始めましょう。財産の存在を示す書類や記録が残っているのではないのでしょうか。とにかく解決の糸口となるものを見つけることです。

「相続争いを起こさない工夫とは」

Q うちの兄弟はあまり仲がよくないのですが、相続をうまくまとめるコツはあるのでしょうか?



A 話し合った内容や、決まった事項をすべて記録し、文書化して残すことをお勧めします。後で「言った、言わない」の水掛け論になると解決が難しくなるからです。司法書士などの専門家にも相談して、最初から間に入ってもらいながら進めるのもいいでしょう。

「遺産が分割できない」

Q 亡くなった父の不動産や預貯金、株式などの遺産分割について兄弟で話し合っています。しかし話がなかなかまとまらず、そのために父名義の銀行の預金も引き出せません。どうすればよいのでしょうか?



A 遺産分割で揉めると、銀行がトラブル回避のため口座の出入金をストップすることがあります。こうなると、話し合いがまとまらないことには預貯金を引き出すことができません。お父さんのように不動産と金融財産の両方をお持ちだった場合は、二つを分けて考えるよりも、一体化して考えるのが上策です。不動産は個々の物件によって財産としての価値に差があり、公平な分割は難しいものです。その隙間を埋めるのが現金などの金融財産です。不動産は分けづらく、現金は分けやすいという性質があります。そこで不動産の分割に不満を感じている人には、お金で埋め合わせをすることを考えてみましょう。こうした解決策のために、相続時にある程度のお金が必要となるケースは少なくありません。

「アパートを共有したい」

Q 相続することになった財産の中にアパートの土地建物があり、収益も出ています。私が相続したいのですが、弟も欲しがっています。このような場合は共有財産にする方法もあると聞きました。



A 相続で不動産を共有するメリットはまったくありません。なぜなら、共有する2人の意見が一致しない限り何もできなくなるからです。建物が老朽化して改築や補修が必要になったり、土地ごと売却したいと思っても、2人の意見が合わなければ現状維持しか道はなく、有効に活用できません。不動産の共有は百害あって一利なしと覚えておきましょう。

「財産が使い込まれていた?」

Q 父の相続財産のうち、預貯金の残高が少ないような気がします。同居していた兄嫁が使い込んだような形跡もあります。どうすればよいのでしょうか?



A 残念ながら相続を機によく発覚することです。兄嫁さんに問いただしても解決するかどうかわかりません。このような争いごとになると、専門家の中でも弁護士が登場となります。手順としては、まず預貯金の通帳からお金の動きをチェックします。それをもとにいくら引き出したか、何に使ったのかを確認します。こうして事実関係をはっきりさせたら、あとは専門家に任せて動くしかないといえます。

「遺言書の筆跡に疑問が」

Q 父の相続発生後に遺言書が発見されましたが、父の筆跡とは違うようです。兄が書いたのではないかという疑いがぬくえません。



A 黙って遺言を書くとかえってよくないのですが、まったく事例がないわけではありません。しかもこのケースは本人が書いたのかどうかさえ疑わしいので、苦労しそうです。まず病院の診断書やカルテ、治療履歴などを調べて、お父さんが遺言を書いたと思われる時期に本当に自分の意思で書くことができたかどうか調べます。それから裁判所に申し立てて筆跡鑑定を行います。弁護士の助けが必要ですから、司法書士などに相談して相続に詳しい弁護士を紹介してもらいましょう。

「不動産を売却するとき」

Q 不動産を売却するときは、何に注意すればよいのでしょうか?



A いざ土地や建物を売却しようとする、いろいろなことが起きます。たとえば隣地の地主と仲がよくないと、土地の隣地境界の署名をもらえずに売買の手続きができなくなる可能性もあります。昔の境界の確認書があっても再度取り直す必要があるのも、売却したお金で相続税を払おうと思っても入り口でつまづいてしまいます。一般の人にとっては、不動産を売却する機会はそうはないものです。自分ひとりで進めようとせず、必ず専門家と相談しながら手順を踏んで進めるようにしましょう。

「自宅の敷地が借地だった」

Q 父が死亡して、はじめて自宅の土地は借り物だったことを知りました。遠くにいる貸主にこれまで地代を払っていたようです。相続発生に伴って何をすればよいのでしょうか?



A まずは貸主に相続が発生したことを連絡しましょう。自宅を処分しない限り、今までのような関係を続けていきたいところです。相手がそれを受け入れてくれれば法的な問題はなりません。ただし話が複雑になりそうな雲行きなら、専門家に状況を話して対応方法をアドバイスしてもらいましょう。

「相続税がかかると分かったらどうするか」

Q 父の財産には相続税がかかるそうです。申告は誰がいつまでにどのように行うのですか?



A 相続人の代表者が、相続発生後10カ月以内に書類を作成して手続きをします。それまでに処理しておかなければならないことがいくつもあり、相続税の計算も簡単ではありません。これは相続に詳しい司法書士の得意分野です。まだ時間があると思わずに、早めに連絡をとりましょう。